

第6章 計画の円滑な運営

1 計画推進体制の整備

(1) 情報提供・相談体制の充実

高年者やその家族が必要なサービスを十分に活用できるよう、サービスに関する情報を十分に提供し、各種相談に応じることのできる体制を築きます。

また、支援を必要とする高年者やその家族等からの介護等に関する相談に、地域包括支援センターのほか、長寿支援課、介護保険課、保健センター等で連携をとりながら応じるようにします。

① 情報提供体制の充実 *長寿支援課 介護保険課

【事業内容等】

サービスの利用を希望する高年者やその家族が、必要とする各種サービスの種類や内容、サービス提供事業者等の情報を迅速かつ的確に入手できるよう、各種サービスのチラシを長寿支援課、介護保険課、保健センター、地域包括支援センター、草加市社会福祉協議会等の窓口に配置するなど、関係機関同士で連携して、情報提供を行っています。

また、「よくわかる介護保険」や「在宅医療・介護資源マップ」などのパンフレットを活用し、介護保険サービスの利用が見込まれる高年者等に丁寧な説明を心がけるとともに、広報や市ホームページを活用して、高年者福祉サービス等の内容やサービス利用の流れをできる限りわかりやすく周知しています。

【今後の方針】

広報、パンフレットやチラシ、公共施設等へのポスター掲示、市ホームページ等を幅広く活用するとともに、できる限りわかりやすく高年者福祉サービス等の周知に努め、利用促進を図ります。

また、関係機関と密接に連携して情報提供体制の充実を図ります。特に介護保険制度の改正に関する情報については、様々な機会を捉え、高年者を含む市民にできる限りわかりやすく周知していきます。

② 相談体制の充実 *長寿支援課 介護保険課

【事業内容等】

長寿支援課、介護保険課、保健センター、地域包括支援センター、草加市社会福祉協議会の窓口で、高齢者福祉サービスや介護保険サービスに関する相談等を受け付けています。

高齢化の進行と介護保険制度の定着により、地域包括支援センターや市等への相談件数は年々増加しています。相談窓口の相互の連携を図りながら、市民のニーズに応じた的確な相談支援を行うことのできる体制を整備しています。

【今後の方針】

平成29年の介護保険制度の改正では、地域共生社会の実現に向けて、高齢者福祉や障がい福祉など分野ごとに担当部署が分かれていた相談支援業務について、ワンストップでの対応やチームアプローチによる円滑な総合支援を通して、包括的な相談支援体制の基盤整備に取り組むことが求められています。

そのため、地域包括支援センターにおける相談支援体制を一層充実させるとともに、障がい福祉課や子育て支援センターなどと連携し、支援体制の強化を図ります。

③ 認知症に関する相談体制の確立 *長寿支援課

前掲

98 ページ参照

(2) 必要なサービス量の確保及び質の向上

介護サービスを必要とする高年者やその家族が十分にサービスを利用できるようにするため、事業者との連携等により、市としてサービス量の十分な確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

① 事業者連絡調整会議 * 介護保険課

【事業内容等】

介護保険制度の円滑な運営と、市内外の介護保険事業者との連携を目的とした「介護保険サービス事業者連絡調整会議」を開催しています。

この会議には、市内外より多数の事業者が参加しています。市は事業者に対し、介護保険や草加市の高年者に関する事業についての情報を周知するとともに、市と事業者が情報共有することで、円滑な事業運営を図ることができています。

近年は特に介護保険法の改正等に関する情報を事業者に周知し、情報共有をすることで、介護保険制度を円滑に運営することができています。

【今後の方針】

この会議の活用を通して、市と事業者との情報共有を図り、介護保険制度の円滑な運営を目指します。事業者への影響の大きな制度改正が続いていることから、市としての確に情報を把握し、事業者との共有を図ります。

【実績値及び目標値】

	実績値			目標値			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
事業者連絡調整会議参加者数 (人)	370	563	現在 集計中	580	590	600	現在 集計中

② 介護サービス事業者に対する支援 * 介護保険課

【事業内容等】

介護サービスの質の向上と適切な給付の実施を図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス提供責任者等の介護サービス関係者に対して、段階的、系統的な研修や課題に対応するために必要な支援を行うとともに、介護サービス事業者に対して、書面や立入りによる調査、改善に向けた指導を実施しています。

また、介護サービスの質の向上と適切な給付の実施を図るため、事業者連絡調整会議で必要な情報の周知を行っているほか、事業者からの相談に応じています。

【今後の方針】

介護サービスの質の向上に向けて、事業者に対する支援・指導を実施していきます。

③ 地域包括支援センター等運営協議会 * 長寿支援課

【事業内容等】

福祉・医療関係者、知識経験者や公募による地域住民の代表など、多様な関係者に意見を求めることにより、地域包括支援センターの中立性が確保され、公正な運営を継続できるよう、その事業活動をチェックしています。

また、必要に応じて是正・改善を求め、また要望・提言を行うとともに、関係機関との連携、人材確保等について支援を行います。

本市は、地域密着型サービスの指定等について福祉・医療関係者、知識経験者や地域住民の意見等を反映することを目的とする地域密着型サービスに係る委員会の機能を兼ねて設置しています。

【今後の方針】

今後も地域包括支援センター及び地域密着型サービスが公正に運営されるよう、地域包括支援センター等運営協議会を開催していきます。

(3) 円滑なサービスの提供

介護サービスを必要とする高年者の心身の状況等に応じて、必要なサービスが適切に提供されるよう、介護保険制度の公正・公平かつ効率的な運営を行います。

A 要介護（要支援）認定の適正化

① 適正な認定調査の実施 * 介護保険課

【事業内容等】

要支援・要介護認定の適正な判定の前提となる、心身状態や介護の状況を把握するための認定調査を実施します。新規申請者に対する認定調査は市職員が実施し、更新申請者に対する認定調査は介護支援専門員に委託して実施します。認定調査の精度を高めるため、全調査票の点検・修正を行い、適切な認定調査ができるよう努めています。

また、新規の認定調査員などには研修会を実施して、質の向上に努めています。

【今後の方針】

各認定調査員が適切な認定調査が実施できるよう、研修・指導を継続していきます。また、高齢化の進行による申請者の増加に対応できるよう、事務処理の効率化や研修による認定調査員の質の向上を目指します。

② 適正な審査の実施 *介護保険課

【事業内容等】

要介護認定の判定を行う介護認定審査会では、審査会委員が認定対象者の資料をもとに心身状態を適切に把握し、公平・公正な審査・判定を行います。審査会資料となる認定調査票及び主治医意見書の内容の整合を確認し、必要に応じて修正を行います。

【今後の方針】

認定調査票、主治医意見書の内容の把握、修正を行い、介護認定審査会の適正な運営に努めます。

B ケアマネジメントの適正化

① 適正なケアプランの推進 *介護保険課

【事業内容等】

市内外の居宅介護支援事業者の作成する居宅サービス計画（ケアプラン）が適正なものとなるよう指導を行っています。一人ひとりの介護支援専門員（ケアマネジャー）に直接働きかけができるよう、定期的にケアプランの提出を求め、チェックを行うことで、評価できる点や改善が必要な点などを指摘しています。

【今後の方針】

ケアプランを個別チェックし、「監査・指導」というよりも「支援」という観点で協力体制を築けるように、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと関わっていきます。

【実績値及び目標値】

	実績値			目標値			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
ケアプランチェック件数(件)	15	5	現在 集計中	15	17	20	現在 集計中

② 住宅改修の点検 * 介護保険課

【事業内容等】

住宅改修について、事前申請時に書類を確認し、疑義が生じた場合に施工業者や介護支援専門員に確認を行うほか、高額の住宅改修を行った場合に、事後に利用者宅を訪問し、適切に改修が行われているかを確認しています。

【今後の方針】

住宅改修に対するニーズが多様化しているため、改修の趣旨や目的を鑑みて、施工業者等からの相談に応じるとともに、住宅改修に対するニーズの把握を行っていきます。

C 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 指導・監査 * 長寿支援課 介護保険課

【事業内容等】

県が行う介護事業所実地指導に同行し、指摘事項の確認、指摘事項に対する改善、相談・支援等を継続して行っています。

市が指定権者である各地域密着型サービス事業所に対しては、県の実地指導に準じて適宜実地指導を行い、それ以外の事業所に対しては、県主催の実地指導へ同行し、適正な運営がなされるよう指導等を行っています。

居宅介護支援事業所の指定権限が市に移譲されることに伴い、指導・監査の体制を整備していくことが課題となっています。

【今後の方針】

居宅介護支援事業所の指定権限移譲に伴い、実地指導等についても市が行うことになるため、人員の確保や実地指導等のマニュアル作成等について検討していきます。

② 介護給付費の透明化の推進 * 介護保険課

【事業内容等】

介護サービス利用者に対して、自身の利用状況の確認のため、サービス内容や要した費用、利用者負担額等を記載した「介護給付費通知」を年1回、利用者本人宛てに通知しています。

【今後の方針】

利用者の視点で介護給付費を確認することで透明性を確保し、不適切な請求が判明した場合は、厳正に対処していきます。

③ 国保連介護給付適正化システムの活用 * 介護保険課

【事業内容等】

保険請求内容を確認する必要がある事業者に対して、国保連システムを活用してサービス内容の確認を行うとともに、制度の周知、指導を行っています。

国民健康保険、後期高齢者医療と介護保険の情報を突合し、請求に誤りがある場合には、事業所宛てに通知し、過誤請求等を行うように指導を行うことで、給付請求の適正化を図っています。

【今後の方針】

今後も国保連システムを活用した取組を続けるとともに、事業者が誤りがちな点を集約して、周知することにより、事業者の過誤請求防止を支援していきます。

(4) 庁内推進体制の確保

本市における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、基本方針及び基本目標を実現するため、関係各課と積極的に連携を行い、実現方策などの検討を行います。

(5) 第七次高年者プランの推進管理と委員会による点検

第七次高年者プランの推進及び実施状況の検証や評価分析等は、草加市介護保険推進委員会で毎年度行い、その結果を効果的な取組に向けた改善に活用することとします。

また、その内容については、できる限り広く市民に公表します。

(6) 関係機関との協議

第七次高年者プランの円滑な遂行には、草加市社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、福祉、医療関係者、介護関係者、警察等の関係機関との密接な連携が必要です。

個々の問題だけでなく、実施計画の立案や推進に際しても、必要に応じて、これらの機関との協議を行っていきます。

(7) 他自治体・県・国との連携

他自治体や県と密接に連携して、広域的取組の必要な事業を推進していきます。

また、高年者を取り巻く諸問題について、他自治体や県と連携しながら、計画の実効性を高めていきます。

第七次高年者プランを推進していく上で、県や国が大きな役割を担っています。必要に応じて、県や国に対して各種の要望を発信していきます。

第七次草加市高年者プラン（素案）

第 7 期草加市介護保険事業計画

第 8 期草加市高年者福祉計画

平成 29 年 12 月

発行：草加市

〒340-8550

埼玉県草加市高砂一丁目 1 番 1 号

TEL 048-922-0151（代表）

FAX 048-922-3091

ホームページ <http://www.city.soka.saitama.jp>

編集：草加市 健康福祉部 長寿支援課、介護保険課